

社会保障・税番号(マイナンバー)制度の活用に伴う基本方針

平成 28 年 1 月 1 日

粟島浦村では、住民の利便性向上及び行政運営の効率化を図るため、番号制度(個人番号、個人番号カードの利用等)を活用する。

1. 個人番号の利用

法に定められた個人番号の利用に加え、条例で定めることにより、社会保障、地方税、災害対策、その他これらに類する事務において、個人番号を利用する。

2. 個人番号の利活用

- (1) 村発行のカード類について、将来的に可能な範囲で個人番号カードへの一体化を図る。
- (2) 個人番号カードの公的個人認証（利用者電子証明書）、その他機能を活用するとともに、I C 領域利活用を検討する。

3. 業務改革

村組織の分野を越えて、情報を活かした連携を図り、将来的に業務改革を行うこととする。

- (1) 個人番号の利用範囲として社会保障、税、災害対策分野にとどまることなく、住民の利便性向上の観点から、幅広く検討を行い、適切な事務を対象に業務改革を行う。
- (2) 業務改革に際し、情報システム等を有効に活用する。また、住民の利便性向上を図るため、窓口事務手順等の改善を行う。
- (3) 情報の連携により、申請窓口の統一化等を検討し、その上で組織全体の効率化を図る。

4. 個人情報の保護

個人番号を含む特定個人情報の確実な保護を行うこととする。

- (1) 特定個人情報の取扱いに際しては、徹底した情報セキュリティ対策を行う。
- (2) 適正な特定個人情報保護評価を実施する。
- (3) 特定個人情報の取扱いについて、その取扱いの有無に関わらず職員の共通理解を深め、適正な事務遂行を行い、個人情報の保護を行う。
- (4) 個人に通知された後の個人番号の適正な保護管理を促すため、住民に対しその周知を行う。

5. 情報システムの活用

上記個人情報の保護を前提に、情報システムの有効活用を図ることとする。

- (1) 情報システムの利用にあたっては技術的状況、費用対効果、個人情報保護の観点等総合的に勘案する。
- (2) 情報システムは、可能な限り番号制度の活用を図る。